

マネロン等対策の有効性検証の実施計画案

* 本実施計画案に関するご相談がありましたら、下記にご連絡ください。

弁護士法人三宅法律事務所

弁護士渡邊雅之（執筆）

TEL 03-5288-1021 FAX 03-5288-1025

Email: m-watanabe@miyake.gr.jp

以下の実施計画の案は、『「マネロン等対策の有効性検証に関する対話のための論点・プラクティスの整理」第1版』と『マネロン等対策の有効性検証に関する事例集』¹を基に作成したものである。第1線が日常業務の中で実際にリスク評価や低減措置を実施し、第2線がその実施状況を監視・検証、第3線が全体の適正を監査し改善を提案するという役割分担としている。実施計画案はあくまで参考程度としていただきたい。

¹ <https://www.fsa.go.jp/news/r6/ginkou/20250331-3/03.pdf>

1. リスク評価と特定の検証

- **目的:** マネロン等リスクの特定・評価の妥当性を検証し、リスクが十分に評価され、リスクの変化に応じて適時に更新されているかを確認する。
- **実施内容(主に第2線):**
 - **リスク評価書の作成と確認:** 自社のリスク評価書を確認し、過去の疑わしい取引報告や当局のフィードバックを基に、リスク評価が適切に行われているかを検証する。例えば、リスク評価書の作成要領や評価基準が最新の法規制や国際的なガイドラインに照らし合わせて適切に行われているかを確認する。
 - **更新頻度の確認:** リスク評価書が年次で定期的に見直され、法規制や新たなリスク要因を反映した形で更新されていることを確認する。法規制変更時や重大な取引の変化があった場合に、リスク評価が迅速に見直されているかを評価する。
- **担当部門ごとの業務**
 - **第1線(営業部門、顧客対応部門など):** リスク評価書の作成において実際に関わる商品・サービスや取引内容を提供し、リスク要因のデータを提供する。営業現場で得られる情報(疑わしい取引の兆候など)を基にリスク特定が行われる。
 - **第2線(コンプライアンス部門、リスク管理部門):** リスク評価の結果を分析し、評価手法や基準の妥当性を確認する。リスク評価書作成の実施要領をチェックし、評価結果を適切に反映させるかを検証する。
 - **第3線(内部監査部門):** 第2線が行ったリスク評価の検証の適切性を監査する。内部監査部門が定期的にリスク評価書の妥当性を検証し、必要に応じて改善提案を行う。

2. リスク低減策の整備

- **目的:** 特定されたリスクに対して、低減策が適切に整備されているか、またその整備がリスク評価に基づいて調整されているかを確認する。
- **実施内容(主に第2線):**
 - **リスク低減策の整備状況確認:** すべてのリスク領域に対して、規程やシステム、管理体制などの低減策が整備されているかを検証する。リスク評価書に基づき、特にリスクが高い顧客タイプや取引形態に対応する低減措置が適切かを確認する。
 - **定期的な見直し:** 定期的(例えば四半期ごと)に、リスク評価結果を基に整備した低減策の範囲や内容が適切か見直されていることを確認する。新たなリスクや外部環境の変化に対応して、低減策の内容が更新されているかも検証する。
- **担当部門ごとの業務**
 - **第1線:** リスク低減策の実施に直接関与する部署。例えば、顧客対応時にリスク低減措置を適用し、疑わしい取引をモニタリングする。
 - **第2線:** リスク低減策が規定通りに整備されているかを確認し、必要に応じて規程やシステムの見直しを行う。取引モニタリングシステムや顧客管理システムの有効性も評価する。
 - **第3線:** 第2線による低減策の整備が適切であるかを確認する。また、システムや管理体制が設計どおりに運用されているか、リスク低減策の効果が実際に発揮されているかを監査する。

3. リスク低減措置の実施

- **目的:** 整備された低減策に準拠してリスク低減措置が実施されているか、またその実施状況が適切であるかを確認する。
- **実施内容(主に第2線):**
 - **実務対応の確認:** 高リスク顧客に対するデュー・ディリジェンスが規定通り実施されているか、また顧客リスク評価ロジックが適切に反映されているかをサンプルチェックで確認する。特に高リスク顧客に対する追加的リスク低減措置が文書化されており、実際に適用されているかを検証する。
 - **システムの動作確認:** 顧客リスク評価システムや取引モニタリングシステムが設計通りに稼働しているか、またリスク評価ロジックが正しく機能しているかを実際のデータを用いて確認する。例えば、顧客リスクスコアが適切に付与され、システムに反映されているかを検証する。
- **担当部門ごとの業務**
 - **第1線:** 高リスク顧客に対するデュー・ディリジェンスや追加的リスク低減措置を実施し、顧客情報を管理する。また、取引モニタリングシステムにより疑わしい取引を監視し、リスク低減措置が規定通りに実行されているかを確認する。
 - **第2線:** 第1線が行ったリスク低減措置の実施状況を検証し、施策が効果的であるかをモニタリングする。例えば、高リスク顧客に対する特別な管理措置が規定通りに行われているかを確認する。
 - **第3線:** 第2線のモニタリング結果を監査し、低減措置が実施されているか、またその効果が適切に評価されているかを確認する。

4. 継続的改善のための評価

- **目的:** リスク評価・低減措置の効果を定期的に評価し、必要に応じて改善措置を実施する。
- **実施内容:**
 - **指標(KPI)を活用した評価:** 定量的な指標(疑わしい取引の届出件数や高リスク顧客の割合)を用いて、リスク低減措置の効果を定期的に評価する。これにより、施策の効果を数字で確認し、改善の余地がないかを探る。
 - **内部監査の実施:** 第1線と第2線の業務が規程通りに実施されているかを監査し、リスク低減措置の効果を確認する。特に、取引モニタリングの効果を評価し、モニタリングシナリオの設定や敷居値が現行のリスクに対応しているかをチェックする。
- **担当部門ごとの業務**
 - **第1線:** 日々の運用において、リスク低減措置の効果をフィードバックし、発生した問題に対して即時対応する。
 - **第2線:** 第1線からのフィードバックを受け、改善が必要な場合は手続きやシステムを見直します。また、実施した措置の効果を定期的に評価し、レポートを提出する。
 - **第3線:** 第2線が実施した評価や改善策が適切であったかを監査し、改善点を指摘する。また、改善が完了した場合にはその証跡を確認する。

5. 検証主体と手法の整備

- **目的:** 検証を担当する主体と手法を明確にし、効果的な検証を実施する。
- **実施内容:**
 - **専門組織の設置:** 第2線に有効性検証を担当する専門組織を設置し、サンプルチェックやインタビュー、直接観察などの方法で検証を実施する。
 - **第三者による検証:** サンプル検証や指標に基づいた評価を外部の専門家に委託し、結果を評価します。また、内部での検証結果を外部の視点から確認し、実効性の高い対策を講じる。
- **担当部門ごとの業務**
 - **第1線:** 日常業務の中で、自社の手続きに準拠したリスク低減措置を実施し、結果を記録として残す。
 - **第2線:** 有効性検証を担当する専門部署を設置し、内部監査に基づく定期的なサンプルチェックを実施する。

第3線: 第2線が行った有効性検証の結果を監査し、必要に応じて改善策を提案・承認する。